

# 山形県柔道連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は山形県柔道連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は山形市に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、柔道の普及、発展及び親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 試合、大会等の開催及びその後援
- (2) 講習会、講演会等の開催及びその後援
- (3) 柔道に関する調査研究
- (4) 昇段審査及び推薦
- (5) 刊行物の発行
- (6) 全日本柔道連盟への登録
- (7) 前項のほか必要と認められる事業

## 第3章 組 織

第5条 本連盟は山形県内に在住する柔道愛好家をもって構成する。

第6条 本連盟に地区連盟を置く。新たに地区連盟を組織する場合は、本連盟に届出て承認を得なければならない。

## 第4章 役 員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 若干名 理事長 1名  
副理事長 若干名 常任理事 若干名 理 事 若干名  
監 事 3名

第8条 会長及び監事は常任理事会で推挙し、役員総会で承認する。

2 副会長には地区連盟会長、高体連柔道部長及び中体連柔道部長をあてる。

3 理事長、副理事及び事務局長は会長が指名する。

4 理事は各地区連盟から次のとおり推薦するものとする。

山形市 3名 東村山 3名 寒河江西村山 3名  
上山市 3名 北村山 3名 米 沢 3名 置 賜 3名  
最 上 3名 酒 田 3名 鶴 岡 3名

5 このほか、会長指名の理事を置くことができる。

6 常任理事は各地区の理事の中から1名を選出するほか、会長指名の者を若干名とする。

- 第9条 会長は本連盟を統括代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事長は会長及び副会長を補佐し、役員総会の議決に基づき日常の業務を処理するほか、会長及び副会長ともに事故あるときはその職務を代行する。
  - 4 副理事長は理事長を補佐し、職務を執行する。
  - 5 常任理事は理事長を補佐し、役員総会の議決に基づき職務を執行する。
  - 6 監事は本連盟の会計及び事業を監査する。
- 第10条 本連盟役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第11条 会長は常任理事会の推薦によって名誉会長、顧問、参与を委嘱することができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に応じ、または会長に対して意見を述べるができる。
  - 3 会長は柔道普及・発展のために本連盟の運営各般に協力を惜しまない特別顧問を委嘱することができる。

#### 第5章 段級の審査及び推薦

- 第12条 段級の審査及び推薦のために審議部を置く。
- 2 審議部の規程は別に定める。

#### 第6章 会 議

- 第13条 本連盟に次の会議を置く。
- (1) 役員総会
  - (2) 常任理事会
  - (3) 専門委員会
- 第14条 会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席人員の過半数による。
- 第15条 役員総会は最高決議機関であり、毎年1回会長がこれを招集する。
- 2 役員総会は次の事項を審議し議決承認する。
    - (1) 事業計画及び結果の報告に関する事。
    - (2) 予算及び決算に関する事。
    - (3) 規約の改正に関する事。
    - (4) 会長及び監事の承認に関する事。
    - (5) その他必要と認められた事項に関する事。
- 第16条 常任理事会は役員総会に次ぐ決議機関であり、会長がこれを招集し、役員総会提案事項及びその他必要と認められた事項を審議する。
- 2 常任理事会は、緊急止むを得ない時は役員総会に代わり議決承認を行う。但しこの場合は、処理事項を次回総会に報告してその承認を得るものとする。
- 第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、専門委員長、

事務局長及び事務局員をもって構成する。

## 第7章 会 計

第18条 本連盟の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 各地区連盟の分担金
- (2) 寄付金及びその他の収入

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 専門委員会

第20条 本連盟に第4条に定める事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の名称、目的、組織、その他必要な事項については、常任理事会の決議を経て別に定める。

## 第9章 事 務 局

第21条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は常任理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第10章 附 則

第22条 本連盟加入団体は本連盟の主催又は後援する柔道大会以外の試合には、本連盟の承認を得なければ出場することができない。

第23条 本規約は常任理事会の決議がなければ変更することができない。

第24条 本規約は昭和31年5月3日より施行する。

- 昭和42年4月23日 一部改正
- 昭和44年5月11日 //
- 昭和52年5月15日 //
- 平成6年4月9日 //
- 平成17年4月8日 //
- 平成19年4月7日 //
- 平成21年4月4日 //
- 令和2年4月12日 //

## 山形県柔道連盟「協賛制度」の根拠

### 【制度設置の根拠】

山形県柔道連盟規約

第4章「役員」の第11条第3項及び第7章「会計」第18条（2）に基づく。